

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成25年3月8日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 琵琶湖クルージングモール“ピエリ守山” 守山市今浜町2620-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 サーバントラスト信託株式会社 大阪府大阪市淀川区西中島五丁目7番11号
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前 駐車場の位置および収容台数 3,050台
  - (2) 変更後 駐車場の位置および収容台数 2,000台
- 4 変更年月日 平成25年10月13日
- 5 変更の理由 必要駐車収容台数を適正台数に修正するため。
- 6 届出年月日 平成25年2月14日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 平成25年3月8日から平成25年7月8日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成25年7月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1